



宮行評委第11号
平成24年12月17日

宮城県知事 村井 嘉浩 殿

宮城県行政評価委員会
委員長 星 宮 望

宮城県行政評価委員会大規模事業評価部会
部会長 増 田 聡

「仙南・仙塩広域水道高区・低区連絡管整備事業」に係る大規模事業評価について（答申）

平成24年10月17日付け復政第54号で諮問のありましたこのことについて、行政評価委員会条例第6条第1項第2号及び同条第7項の規定により、大規模事業評価部会で審議した結果を別紙のとおり答申します。

(別紙)

仙南・仙塩広域水道高区・低区連絡管整備事業については、行政活動の評価に関する条例第5条第1項に基づく書面(評価調書)をもとに、事業の必要性、有効性、適時性及び効率性等、同条例施行規則第17条第1項に定める基準に従い審議した結果、事業を実施することは妥当と認めます。

ただし、同条例第10条第1項に基づく書面(評価書)を作成するに当たっては、下記に掲げる事項について更に検討を行い、その結果を同書面に適切に反映させることを求めます。

記

事業の実施に当たっては、水道用水の安定供給及び水質保全の観点から、連絡管設置に伴う送水方法について十分な検討を行うとともに、布設ルートの決定に当たっては、交通状況等の周辺環境にも配慮すること。